

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

平成31年1月24日午後3時頃、野田市中根36番地の1イオンリテール株式会社イオンノア店機械室において、排水先である下水道汚水本管の詰まりにより汚水が逆流し、次の損害が生じたもの

損害状況

相手方 人損 なし

物損 機械室の配管バルブの破損及び室内5cm程度の浸水

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として金190,890円を負担することで和解する。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年5月22日

野田市長 鈴木 有